

第 29 号議案

足立区介護保険事業者支援施設条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区介護保険事業者支援施設条例の一部を改正する条例
足立区介護保険事業者支援施設条例（平成 11 年足立区条例第 46
号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 12 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 2 号中
「行為の」を「行為が」に改める。

別表第 1 高齢者在宅サービスセンターの部高齢者在宅サービスセンタ
ー新田の項を削る。

付 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者在宅サービスセンター新田を廃止するとともに、規定を整備す
る必要があるので、この条例案を提出いたします。